



島根県報

令和4年12月20日（火）

第 373 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
土砂災害警戒区域の指定の解除	(")	3
土砂災害警戒区域の指定	(")	3
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(")	3
土砂災害特別警戒区域の指定	(")	4

【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催	(農 畜 産 課)	4
林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催	(森 林 整 備 課)	5

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		6
---	--	---

告 示

島根県告示第800号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
都万地区 用排水施設事業（県営排水対策特別事業）	昭和62年2月28日
上里地区 用排水施設事業（県営排水対策特別事業）	平成元年2月25日
東谷地区 用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成16年3月19日

島根県告示第801号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 区域の名称 浜那久A

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町那久小丸962番13	1号から4号まで及び13号
" 962番10	5号
隠岐郡隠岐の島町那久杉谷698番1	6号及び7号
隠岐郡隠岐の島町那久小丸962番8	8号及び9号
" 962番6	10号
" 962番17	11号
隠岐郡隠岐の島町那久チマタ963番10	12号

2(1) 区域の名称 銀山1

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大森町字下川原下組西平ニ17番	1号
大田市大森町字下川原薬師庵ノ上エホ196番1	2号
大田市大森町字下川原宅ノ上エホ192番3	3号
大田市大森町字藏泉寺宅地イ1553番	4号
大田市大森町字藏泉寺首切場イ1552番3	5号
大田市大森町字天満社ホ191番1	6号

- 1 解除に係る市町村の名称
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
駅前、神段原A
- 3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第805号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
江津市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊
神段原A、駅前
- 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）第3条第2項の規定により公告する。

令和4年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開催場所
 - (1) 学科及び試験
大田市波根町970-1 島根県立農林大学校
 - (2) 実習
大田市波根町970-1 島根県立農林大学校
出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター
雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（しまね和牛改良科）
- 2 開催期間
令和5年2月6日（月）から同月24日（金）まで
- 3 受講定員
9名程度
- 4 講習に係る家畜の種類
牛

5 講習の科目

(1) 学科

関係法規、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

6 受講資格

次のいずれかに該当する者（島根県立農林大学校農業科肉用牛専攻2年生及び農業科短期養成コース専攻生に限る。）

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

7 受講者の調整

(1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和4年12月27日（火）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を申し出ること。

(2) 受講希望者の数が受講定員を超えたときなどは、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合があること。

ア 家畜人工授精の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものと認められるもの

イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜人工授精の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるもの

(3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、8の受講手続をとること。

8 受講手続

(1) 提出書類

家畜人工授精師養成講習会受講願書

(2) 受講手数料

肉用牛専攻2年生は11,960円分、短期養成コース専攻生は12,480円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

(3) 提出期限

令和5年1月10日（火）

(4) 提出方法

(1)に掲げる書類を、住所地を管轄する家畜保健衛生所に郵送又は持参すること。

9 受講者の決定

書面により願書提出者に通知する。

10 その他

(1) 受講についての問合せは、農林水産部農畜産課（0852-22-5137）又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に行うこと。

(2) 開催場所又は開催期間は、新型コロナウイルス感染症の影響により変更する場合があること。

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和4年12月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

2 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
令和5年1月12日	午前10時～午後5時15分	松江市宍道町佐々布3575 島根県立緑化センター 研修室	県内一円

3 講習科目及び時間

講 習 科 目	講習時間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

4 受講申請

- (1) 受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。
- (2) 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。
- (3) 受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の提出期限は、令和5年1月5日とする。

5 その他

- (1) 講習では、テキストとして全国山林種苗協同組合連合会発行の講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」（平成22年4月発行）を使用する。
- (2) テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売（2,200円）するので購入の上、受講すること。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第6号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年1月1日から施行する。

令和4年12月20日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

乳がん検診料の項を次のように改める。

乳がん検診料

マンモグラフィ検査（2方向） 1回につき 9,900円

マンモグラフィ検査（3方向） 1回につき 13,200円

水痘ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

帯状疱疹ワクチン接種料 1回につき 22,000円